

京都府立大学名誉教授称号授与規程

(平成20年京都府立大学規程第37号)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第106条及び京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号)第15条の規定により、京都府立大学名誉教授(以下「名誉教授」という。)の称号授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当する者に、選考によって授与する。

- (1) 京都府立大学(以下「本学」という。)の教授として20年以上(定年退職者については15年以上)勤務し、教育上又は学術上の功績があつて、本学を退職した者
- (2) 前号に定める勤務年数には達しないが、本学の教授として教育上又は学術上の功績が特に顕著であつて、本学を退職した者
- (3) 本学の学長として、特に功勞顕著であつて、本学を退職した者

(勤務年数の換算)

第3条 本学の准教授、助教授、専任講師又は助教としての勤務年数はその3分の2を、助手としての勤務年数はその2分の1を、それぞれ前条第1号の教授としての勤務年数に算入する。

- 2 本学採用前における他の大学その他研究所等(以下「他大学等」という。)の教授としての勤務年数はその2分の1を、准教授、助教授、専任講師又は助教の勤務年数はその3分の1を、助手の勤務年数はその4分の1を、それぞれ前条第1号の勤務年数に算入することができる。
- 3 他大学等において教授等の格付けの無い場合は、教授会の判定により前号の教授、准教授、助教授、講師、助教又は助手として換算することができる。

(授与手続)

第4条 第2条第1号又は第2号の該当者があるときは、関係学部又は研究科の長は、教授会の同意を得て、学長に申し出なければならない。

- 2 前項の申出を受け、学長が必要と認める場合は、学長は、教育研究評議会の審議を経て、名誉教授の称号授与の手続きをとるものとする。
- 3 第2条第3号の該当者があるときは、学長は、教育研究評議会の審議を経て、名誉教授の称号授与の手続きをとるものとする。

(証書の交付)

第 5 条 名誉教授の称号授与は、別記様式の証書を交付して行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 9 年 3 月31日に京都府立大学女子短期大学部に在籍した教員に係る勤務年数の算定については、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定によるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

第	号
氏 名	
生 年 月 日	
京都府立大学名誉教授の称号を授与する	
年 月 日	
京 都 府 立 大 学 印	